新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免対象判定フローチャート

① 世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った。

はい → **減免事由１**
対象期間の保険料全額を免除（※）

いいえ ↓

② 世帯の主たる生計維持者には、2021年に「給与収入」、「事業収入」、「不動産収入」、「山林収入」のいずれかの収入がある。

いいえ → 減免対象外

はい ↓

③ 「給与収入」、「事業収入」、「不動産収入」、「山林収入」のいずれかについて、2021年の収入額と2022年の収入見込額を比較すると、30%以上の減少額となる（保険金、損害賠償金等により補填される額は除く）。

いいえ → 減免対象外

はい ↓

④ 2021年の合計所得金額が０円または③の30%以上減少が見込まれる「給与収入」、「事業収入」、「不動産収入」、「山林収入」について、2021年の当該所得の合計が0円以下である。
※長期・短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合、特別控除額を控除した後の金額です。

はい → 減免対象外

いいえ ↓

⑤ 以下のＡ－Ｂが400万円以下である。

Ａ　2021年の合計所得（④の合計所得金額）
－
Ｂ　③の30%以上減少が見込まれる2021年の合計所得（④の合計所得金額）
≦400万円

はい → **減免事由２**
対象保険料額の100%または80%を免除

いいえ → 減免対象外

＜申請に必要な添付書類＞
・減免事由１・・・医師の診断書の写し又はその他証明できる書類
・減免事由２・・・収入申告書、申告書に記載した今年の収入が確認できる書類（給与明細書、帳簿など）、昨年の収入が分かる書類（源泉徴収票、給与明細書、確定申告書の控えなど）、事業の廃止や失業に該当する場合は廃業届、休業届、解雇通知書、雇用保険受給資格者証など）